

この書類を千葉県自動車税事務所長あてに提出すると、自動車税(種別割・環境性能割)の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。

## 還付請求権譲渡通知書

千葉県自動車税事務所長様

実印

住所・所在地

譲渡人  
(納税義務者)

氏名・名称  
(代表者役職・氏名)

電話番号

住所・所在地

譲受人 氏名・名称  
(代表者役職・氏名)

電話番号

### ◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは  
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号		口座名義
銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ( )	No.	(カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏		
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原					
		かな						
税目(自動車税)					年度			
1. 種別割	2. 環境性能割				年度			
※抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額								

### 【備考】※必ずお読みください。

- この書類は、還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に届くよう提出してください。  
それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録が済んでないと受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)
- この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。  
したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 譲渡人は実印を押印の上、還付請求権を譲渡した日から前後3か月以内に発行された印鑑証明書(原本)を必ず添付してください。  
住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721